

株式取扱規程

第1章 総則

第1条 (目的)

当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、当会社の定款に基づきこの規程に定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条 (株主名簿への記録)

株主名簿への記録および株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿への記録および株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- 4 当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「社株法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

第4条 (株主名簿記載事項に係る届出)

株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主等は、前条第2項に規定する場合には、その氏名または名称および住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- 3 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

第5条 (外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

外国に居住する株主等またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくはは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証

券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第6条（法人株主の代表者）

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第7条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第8条（法定代理人）

株主等の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第9条（機構経由の確認方法）

前5条の届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出を行う権限を有する者からの届出とみなす。

第3章 株主確認

第10条（株主確認）

株主が請求その他株主権行使または届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとするができる。
- 3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手續のほか、株主が署名または記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めるときは、委任状および印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。
- 5 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項および第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。
- 6 当会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等しようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構または証券会社等に対して、社株法第277条に規定する請求をすることができる。

第4章 株主権行使の手續

第 11 条（少数株主権等）

社株法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、法令の定める期間内に、当会社の定める方式による書面により、個別株主通知（社株法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）の受付票を添付して行うものとする。

第 12 条（株主提案権）

前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について 400 字を超えるときは、当会社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

①提案の理由

②取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

第 13 条（その他の権利の行使）

第 10 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、少数株主権等以外の株主の権利の行使について準用する。

第 5 章 単元未満株式の買取り

第 14 条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第 15 条（買取価格の決定）

前条の単元未満株式の買取請求の買取単価は、前条の請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社大阪証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第 16 条（買取代金の支払い）

当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に買取代金を支払うものとする。

2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで支払うものとする。

第 17 条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第 6 章 特別口座の特例

第 18 条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 手数料

第19条 (手数料)

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2 株主その他の者が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

第7章 その他

第20条 (改正)

この規程の改廃は、「規程管理規程」の定めるところによる。